

新型コロナウイルス感染症に係る各種保険税（料）の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について減免を受けることができます。

【対象要件】※各保険税（料）共通

- ①当感染症に感染した主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方 ⇒ 全額減免
- ②当感染症により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で以下の全てに該当 ⇒ 一部を減免
 - (ア) 令和2年の事業収入等のうち、いずれかが令和元年に比べて30%以上減少する見込みであること
 - (イ) 生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得合計額が400万円以下であること
 - (ウ) 生計維持者の令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の場合）

【収入減少による減免額】

次の式により算出した額を減免します。

< 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の場合 >

$$\frac{\text{下記の【対象となる保険料（税）】} \times \text{生計維持者の減少見込の令和元年所得額}}{\text{生計維持者及び被保険者の令和元年所得額}} \times \text{【表1】の減免割合}$$

< 介護保険料の場合 >

$$\frac{\text{下記の【対象となる保険料（税）】} \times \text{生計維持者の減少見込の令和元年所得額}}{\text{生計維持者の令和元年所得額}} \times \text{【表2】の減免割合}$$

※生計維持者が事業を廃止したり、失業した場合は全額減免となります。

【対象となる保険料（税）】

令和元年度及び2年度分の普通徴収の納期限（年金から天引きの場合は対象年金給付の支払日）が、令和2年2月1日～令和3年3月31日

【申請方法】申請書及び添付書類を担当窓口へ提出

【添付書類】収入申告書（令和2年の収入見込等を記入）、その他、収入の減少がわかる書類

※申請書及び収入申告書の様式は、町ホームページからダウンロードできるほか、担当窓口にあります。

また、ご希望の方には郵送いたしますので、下記担当窓口にお問い合わせください。

※収入減少見込での申請となりますので、令和2年の所得確定後に減免額が変更となる場合があります。

※感染拡大防止のため、申請はなるべく郵送でお願いいたします。

【受付日時】令和2年7月15日～令和3年3月31日 8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

- 【申請・問い合わせ先】
- ・国民健康保険税 ⇒ 税務町民課 税務グループ ☎62-2114
 - ・後期高齢者医療保険料 ⇒ 税務町民課 町民グループ ☎62-2112
 - ・介護保険料 ⇒ 福祉こども課 福祉グループ ☎62-2210



【国民健康保険税】台風19号による被災者の方への減免が延長となりました

令和元年台風第19号による被災者の方への減免が、令和2年度9月分まで延長となりました。令和元年度対象の方も、改めて申請書を提出する必要がありますので、ご注意ください。

【申請方法】

申請書を税務町民課へ提出（原則郵送）

※令和元年度対象者には、納税通知に申請書を同封しています。令和2年度から対象の方はお問い合わせください。

【受付日時】令和2年7月15日～10月31日 8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

●問い合わせ先 税務町民課 税務グループ ☎62-2114

国民健康保険税の税率等の改正について

令和2年度の国民健康保険税について、税率を【表1】、軽減判定所得を【表2】のとおり改正しましたので、お知らせします。

【表1】（国保税率の改正内容）

区分	医療分・後期高齢者支援金分		介護分（40歳～64歳のみ）	
	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
課税限度額	82万円	80万円	17万円	16万円
税率	①所得割	7.70%	8.10%	1.90%
	②均等割	24,800円	26,700円	8,300円
	③平等割	18,800円	20,200円	4,200円

【表2】（軽減判定所得の改正内容）

区分	令和2年度	令和元年度
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+28万5千円 ×（被保険者数）	33万円+28万円 ×（被保険者数）
2割軽減	33万円+52万円 ×（被保険者数）	33万円+51万円 ×（被保険者数）

●問い合わせ先 税務町民課 税務グループ ☎62-2114

高齢受給者証・後期高齢者被保険者証を更新します

国民健康保険に加入している70歳～74歳の方に交付している「高齢受給者証」、後期高齢者医療保険に加入している方に交付している「後期高齢者医療被保険者証」が8月1日に更新となります。

新しい「受給者証」または「被保険者証」は7月下旬に郵送します。8月1日以降に医療機関等を受診する際には、必ず新しい「受給者証」、「被保険者証」を提示してください。

なお、有効期限切れとなった「受給者証」、「被保険者証」は税務町民課までお持ちください。

●問い合わせ先 税務町民課 町民グループ ☎62-2112

【後期高齢者医療保険】新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給、保険料の徴収猶予の特例について

1. 傷病手当金の支給

給与の支払いを受けている被保険者が、当感染症により給与の支払いを受けられなかった場合に支給されます。

(1) 対象要件

給与の支払いを受けている被保険者で、就労を予定していたが、当感染症の感染または感染の疑いにより、連続して3日を経過した日から、労務に服することができなかった期間がある方

(2) 支給額

1日当たりの支給額×3分の2×日数
（上記の3日を経過した日から、労務に服することができなかった日数）

(3) 対象期間

令和2年1月1日～9月30日

2. 保険料の徴収猶予の特例

主たる生計維持者の事業等に係る収入に、相当の減少がある世帯に属する被保険者の方は、1年間保険料の徴収猶予を受けることができます。

(1) 対象要件

当感染症の影響により、令和2年2月以後において、主たる生計維持者の事業、不動産、山林または給与収入のいずれかが令和元年同期に比べて20%以上減少していること

(2) 対象保険料

普通徴収の納期限（特別徴収の場合は対象年金給付の支払日）が令和2年2月1日から令和3年1月31日のもの

(3) 申請期限

保険料の納期限日（ただし、納期限が令和2年2月1日～令和2年6月30日までの保険料は令和2年7月27日）

●問い合わせ先 税務町民課 町民グループ ☎62-2112